

協議 5 秋田市マイタウン・バス下北手線および東部線木曾石コースの運行形態の変更について

1 概要

当該路線については、ジャンボタクシーを共用し「路線定期運行※1」を行っていますが、直近1年間の利用実績を見ると、約5割の便が無乗客で運行しているなど、利用率が低い状況にあります。

そのため、効率的な運行による利便性向上や経費削減を図る観点から、次項のとおり、小型タクシーによる予約制の「相乗り運送※2」へと運行形態を変更したく、協議するものです。

なお、本協議会に先立ち、地域や利用者等の代表で構成される運行協議会を開催し、協議を行っています。

2 運行内容（案）

本件については、手続上、路線定期運行※1による路線の廃止を国土交通省に届出した上で、新たに相乗り運送※2を導入するものです。

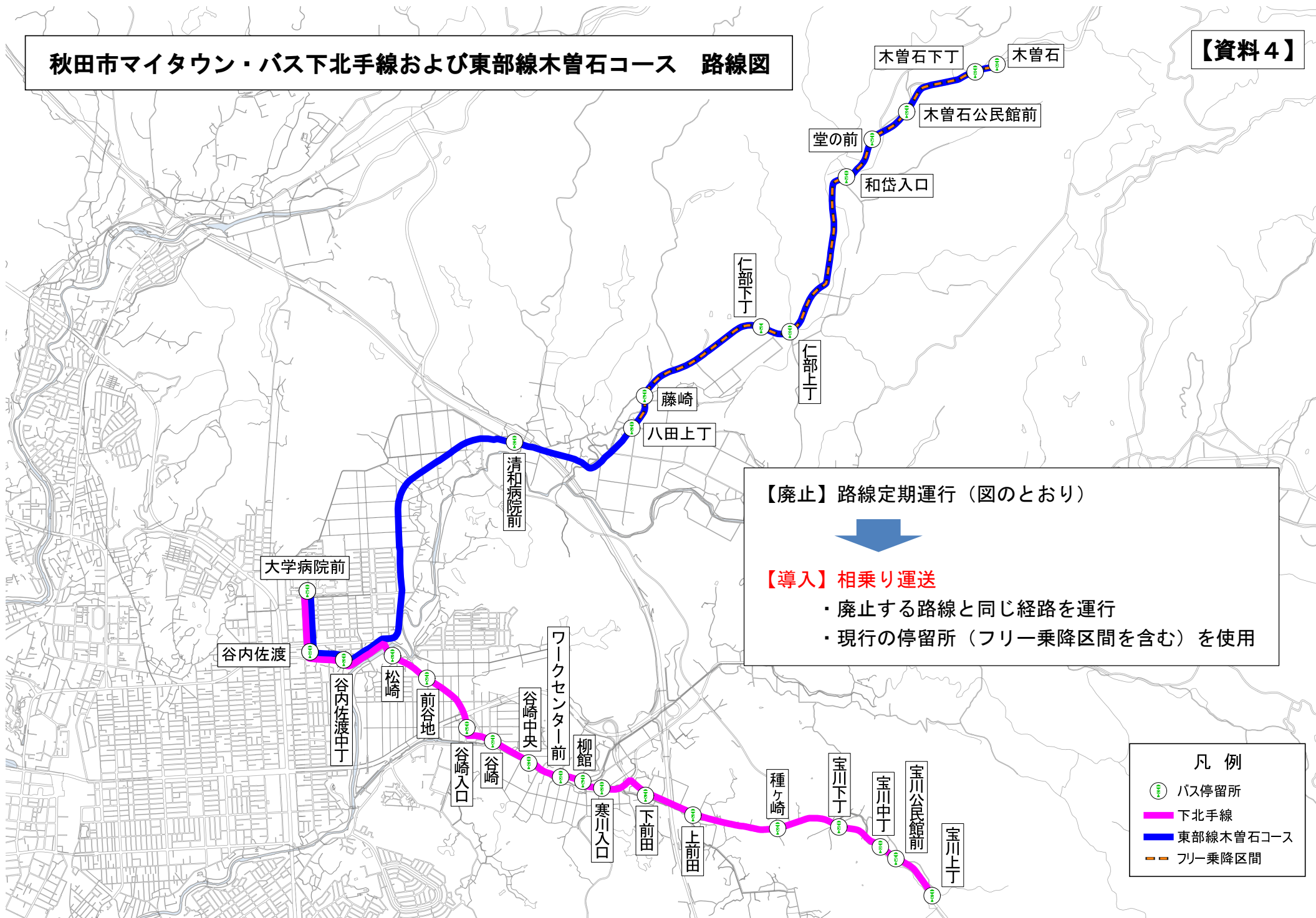
	【 廃 止 】		【 導 入 】
運 行 方 式	路線定期運行(※1)	➡	相乗り運送(※2)
許 可 区 分	一般乗合旅客自動車運送事業	➡	一般乗用旅客自動車運送事業
使 用 車 両	ジャンボタクシー(9人乗り)	➡	小型タクシー(4人乗り)
路 線	資料4のとおり	➡	資料4のとおり(変更なし)
運 行 系 統	資料5のとおり	➡	資料5のとおり(変更なし)
運 行 時 刻	資料6のとおり	➡	資料6のとおり(予約時のみ運行)
運 賃	資料7のとおり	➡	資料7のとおり(変更なし)
適用する期間	令和5年5月31日まで	➡	令和5年6月1日から

※1 一般乗合旅客自動車運送事業者により、あらかじめ定められた経路、時刻で乗合旅客を運送する形態のこと（秋田市内の路線バスと同じ）。

※2 一般乗用旅客自動車運送事業者により、旅客同士を相乗りで運送するタクシー独自の形態のこと（参考資料のとおり）。

秋田市マイタウン・バス下北手線および東部線木曾石コース 路線図

【資料4】



秋田市マイタウン・バス下北手線 運行系統一覧

【廃止】路線定期運行

系統番号	系統名	起点	経由地	終点	距離(km)		備考
					往路	復路	
1	下北手	大学病院前	柳館	宝川上丁	6.1	6.1	



【導入】相乗り運送

廃止する運行系統と同じ運送区間とする。

系統番号	系統名	起点	経由地	終点	距離(km)		備考
					往路	復路	
1	下北手	大学病院前	柳館	宝川上丁	6.1	6.1	

秋田市マイタウン・バス東部線木曽石コース 運行系統一覧

【廃止】路線定期運行

系統番号	系統名	起点	経由地	終点	距離(km)		備考
					往路	復路	
1	木曽石	大学病院前	八田上丁	木曽石	8.9	8.9	



【導入】相乗り運送

廃止する運行系統と同じ運送区間とする。

系統番号	系統名	起点	経由地	終点	距離(km)		備考
					往路	復路	
1	木曽石	大学病院前	八田上丁	木曽石	8.9	8.9	

秋田市マイタウン・バス下北手線 運行時刻表

【廃止】路線定期運行

【平日】

(下り)宝川上丁行き

	①	②	③
大学病院前	13:00	15:20	17:05
前谷地	13:04	15:24	17:09
柳館	13:08	15:28	17:13
上前田	13:10	15:30	17:15
宝川上丁	13:14	15:34	17:19

(上り)大学病院前行き

	①	②	③
宝川上丁	7:10	9:35	13:35
上前田	7:14	9:39	13:39
柳館	7:16	9:41	13:41
前谷地	7:20	9:45	13:45
大学病院前	7:24	9:49	13:49

【土日祝日】

(下り)宝川上丁行き

	①	②
大学病院前	13:35	17:00
前谷地	13:39	17:04
柳館	13:43	17:08
上前田	13:45	17:10
宝川上丁	13:49	17:14

(上り)大学病院前行き

	①	②
宝川上丁	9:25	14:10
上前田	9:29	14:14
柳館	9:31	14:16
前谷地	9:35	14:20
大学病院前	9:39	14:24

※大学病院前～松崎区間のみの利用は不可

※お盆期間(8/12～16)および年末年始(12/29～1/3)は、土日祝日扱い



【導入】相乗り運送

上下便とも1時間ごと1本に増便（予約のあった便、区間のみ運行）

(下り)宝川上丁行き

便	大学病院前発	予約締切時刻
①	7:00	前日17:00
②	8:00	
③	9:00	
④	10:00	1時間前
⑤	11:00	
⑥	12:00	
⑦	13:00	
⑧	14:00	
⑨	15:00	
⑩	16:00	
⑪	17:00	
⑫	18:00	

(上り)大学病院前行き

便	宝川上丁発	予約締切時刻
①	6:30	前日17:00
②	7:30	
③	8:30	
④	9:30	1時間前
⑤	10:30	
⑥	11:30	
⑦	12:30	
⑧	13:30	
⑨	14:30	
⑩	15:30	
⑪	16:30	
⑫	17:30	

※大学病院前～松崎区間のみの利用は不可

※出発時刻は目安であり、予約状況に応じて調整

秋田市マイタウン・バス東部線木曽石コース 運行時刻表

【廃止】路線定期運行

【 平 日 】

(下り) 木曽石行き

	①	②	③
大学病院前	12:15	14:00	16:30
八田上丁	12:25	14:10	16:40
木 曽 石	12:34	14:19	16:49

(上り) 大学病院前行き

	①	②	③	④	⑤
木 曽 石	6:24	8:10	12:34	14:40	17:10
八田上丁	6:33	8:19	12:43	14:49	17:19
大学病院前	6:43	8:29	12:53	14:59	17:29

【土日祝日】

(下り) 木曽石行き

	①	②
大学病院前	12:25	15:40
八田上丁	12:35	15:50
木 曽 石	12:44	15:59

(上り) 大学病院前行き

	①	②	③
木 曽 石	8:15	13:00	16:20
八田上丁	8:24	13:09	16:29
大学病院前	8:34	13:19	16:39

※大学病院前～八田上丁を除く区間は、フリー乗降可

※大学病院前～清和病院前区間のみの利用は不可

※お盆期間(8/12～16)および年末年始(12/29～1/3)は、土日祝日扱い



【導入】相乗り運送

上下便とも1時間ごと1本に増便（予約のあった便、区間のみ運行）

(下り) 木曽石行き

便	大学病院前発	予約締切時刻
①	7:00	前日17:00
②	8:00	
③	9:00	
④	10:00	1時間前
⑤	11:00	
⑥	12:00	
⑦	13:00	
⑧	14:00	
⑨	15:00	
⑩	16:00	
⑪	17:00	
⑫	18:00	

(上り) 大学病院前行き

便	木曽石発	予約締切時刻
①	6:30	前日17:00
②	7:30	
③	8:30	
④	9:30	
⑤	10:30	1時間前
⑥	11:30	
⑦	12:30	
⑧	13:30	
⑨	14:30	
⑩	15:30	
⑪	16:30	
⑫	17:30	

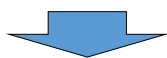
※大学病院前～八田上丁を除く区間は、フリー乗降可

※大学病院前～清和病院前区間のみの利用は不可

※出発時刻は目安であり、予約状況に応じて調整

秋田市マイタウン・バス下北手線 運賃表

【廃止】路線定期運行（下表のとおり）



【導入】相乗り運送

廃止する運賃と同じ（各種割引等も同じ）

- 大学病院前
- 谷内佐渡
- 谷内佐渡中丁
- 松崎
- 前谷地
- 谷崎入口
- 谷崎
- 谷崎中央
- ワークセンター前
- 柳館
- 寒川入口
- 下前田
- 上前田
- 種ヶ崎
- 宝川下丁
- 宝川中丁
- 宝川公民館前
- 宝川上丁

バス 名称 停	上段：大人運賃		谷内 中丁 佐渡		前松 谷地 崎		谷 崎		寒柳 川入 口館		上前 田		宝川 下丁		宝川 上丁	
	運賃	区間キロ(km)	運賃	区間キロ(km)	運賃	区間キロ(km)	運賃	区間キロ(km)	運賃	区間キロ(km)	運賃	区間キロ(km)	運賃	区間キロ(km)	運賃	区間キロ(km)
大学病院前	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
谷内佐渡	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
谷内佐渡中丁	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
松崎	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
前谷地	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
谷崎入口	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
谷崎	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
谷崎中央	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
ワークセンター前	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
柳館	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
寒川入口	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
下前田	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
上前田	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
種ヶ崎	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
宝川下丁	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
宝川中丁	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8
宝川公民館前	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8	170	0.8
宝川上丁	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8	90	0.8

※大学病院前～松崎区間のみの利用は不可

秋田市マイタウン・バス東部線木曾石コース 運賃表

【廃止】 路線定期運行（下表のとおり）



【導入】 相乗り運送

廃止する運賃と同じ（各種割引等も同じ）

- 大学病院前
- 谷内佐渡
- 谷内佐渡中丁
- 清和病院前
- 八田上丁
- 藤崎
- 仁部下丁
- 仁部上丁
- 和岱入口
- 堂の前
- 木曾石公民館前
- 木曾石下丁
- 木曾石

	バス 名 称								木 曾 石
	上段：大人運賃							堂 の 前	170
	下段：小児運賃								90
	区間キロ (k m)								1.2
							入 和 口 岱	170	170
								90	90
								0.3	1.5
					上 仁 丁 部	170	170	170	210
						90	90	90	110
						1.4	1.7		2.9
					下 仁 丁 部	170	170	170	220
						90	90	90	110
						0.2	1.6	1.9	3.1
				藤 崎	170	170	210	220	280
					90	90	110	110	140
					1.1	1.3	2.7	3.0	4.2
		上 八 丁 田	170	170	170	220	230	290	
			90	90	90	110	120	150	
			0.3	1.4	1.6	3.0	3.3	4.5	
		病 清 院 和 前	170	170	190	200	260	280	340
			90	90	100	100	130	140	170
			1.0	1.3	2.4	2.6	4.0	4.3	5.5
	谷 内 中 丁 佐 渡	200	240	260	310	320	380	400	450
		100	120	130	160	160	190	200	230
		2.6	3.6	3.9	5.0	5.2	6.6	6.9	8.1
病 大 院 学 前	170	240	290	300	350	360	420	430	480
	90	120	150	150	180	180	210	220	240
	0.8	3.4	4.4	4.7	5.8	6.0	7.4	7.7	8.9

※大学病院前～清和病院前区間のみの利用は不可

国自旅第297号
令和3年10月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて

成長戦略実行計画（令和元年6月21日閣議決定）において、一般乗用旅客自動車運送事業における旅客の相乗りに関し、「利用客にとっては低廉な料金で利用可能であり、同時に、タクシー事業者にとっては生産性向上につながる。限られた交通機関で可能な限り多くの人々が低廉に移動することを可能とするため、タクシーの相乗り（略称「シェアタク」）について、地域や要件の限定はかけずに一般的に導入を行う」とされたところである。

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送は、一般乗用旅客自動車運送事業に適用される運賃を前提としながら、旅客が「割り勘」による割安な小口輸送サービスを利用できる長所があり、また、地域の実情に応じた多様な移動手段を提供する重要性に鑑みて、今般、一般乗合旅客自動車運送事業との整合性にも留意しつつ、その実施できる範囲について下記のとおり定めたので、事務処理にあたり遺漏のないよう取り計らわれたい。

記

1. 相乗り旅客の運送の定義について

一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送とは、各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、一団の旅客として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（以下「相乗り運送契約」という。）を一般乗用旅客自動車運送事業者との間で共同して締結し、これに基づき行われる運送をいう。

ただし、相乗り運送契約には、各旅客が配車アプリ事業者等との間で締結する運送等サービスの提供に係る契約も含むこととする。

なお、運転者自らがタクシー乗場等で相乗り運送契約の締結に関わる行為は、タクシー乗場等での秩序維持を困難とし、延いては公正な条件の下での運送に係る契約の締結を阻害するおそれが生じる等の理由のため、認められない。

2. 相乗り旅客と乗合旅客の差異について

一般乗用旅客自動車運送事業者が乗合旅客を運送する場合には、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の許可又は同法第21条の規定による乗合旅客の運送の許可を受ける必要がある。

他方で、一般乗用旅客自動車運送事業者における相乗り旅客の運送は、運送途中に不特定の旅客が乗車しないものであり、乗合旅客の運送には該当しないことから、一般乗用旅客自動車運送事業者は、道路運送法第4条又は第21条の許可を受けずに実施することができる。

3. 相乗り旅客の運送における運賃の取扱いについて

（1）相乗り旅客の運送に適用できる運賃の種類について

一般乗用旅客自動車運送事業に認められる運賃であれば、その種類にかかわらず適用することを認めるが、相乗り旅客間におけるトラブルを防止する観点から、乗車前に運賃額が確定する運用を原則とする。

ただし、定額運賃を適用する場合は、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」（平成13年10月26日付国自旅第100号）に基づく認可を別途受ける必要がある。認可にあたっては、定額運賃として運用する運賃額について、1回の運送あたりの相乗り旅客人数を合理的に推計すること等により審査する。

（2）相乗り旅客間の費用負担の按分について

乗車距離に応じた按分を原則とするが、座席指定の対価など合理的な範囲において按分の比率を増減しても差し支えない。

なお、配車アプリ事業者等が車両を時間制運賃により貸し切り、旅客に運送等サービスを提供する場合においても、旅客の負担額はこれに準じることとする。

（3）相乗り旅客の運送における運賃の割増について

相乗り旅客の運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、相乗り旅客を運送する運転者の負担及び4. の措置の実施に必要な負担を考慮して、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に基づく認可を受けることで、乗車前に運賃額が確定し、割増について予め同意できる事前確定運賃に限り、最大2割の割増率を適用できることとする。

4. 相乗り旅客の運送によるトラブルの防止措置について

（1）運送開始前に相乗り旅客が予め確認・承諾する内容について

費用負担、事故時の補償等の条件その他相乗り旅客の運送によるトラブルを防止するために必要な内容（例：異性同士の相乗り旅客の同乗、使用する車両の種類等）を設定することとする。

(2) 目的地の設定に関する取扱いについて

相乗り旅客が個々に希望する目的地までの運送が行われる場合、相乗り旅客に対して、目的地の設定によっては自宅や勤務先等の所在地を知られるプライバシーのリスクがあることを予め注意喚起することとする。

(3) 相乗り旅客の誤乗車の防止について

相乗り旅客を運送する運転者は、誤乗車を防止するため、乗車しようとする相乗り旅客が運送の引受けを申し込んだ本人であることを乗車時に確認することとする。なお、ID 番号等の確認によることも差し支えなく、必ずしも氏名を確認する必要はない。

5. その他留意事項について

一般乗用旅客自動車運送事業者は、4. の措置を講じつつ、相乗り旅客とのトラブルの防止に努めるものとし、特段の注意を払わなかったことにより相乗り旅客の利便を阻害する事実がある場合には、道路運送法第 31 条の規定による事業改善の命令の対象となる。

また、いわゆる都市型ハイヤーを用いて相乗り旅客を運送する場合には、同乗する旅客の最短の乗車時間が 2 時間未満となる場合は、タクシーと競合する運送行為となるため、道路運送法第 15 条違反となる。

附 則

1. 本通知による取扱いは、令和 3 年 11 月 1 日以降から適用する。
2. 相乗り運送を行う一般乗用旅客自動車運送事業者は、当該地域における一般乗合旅客自動車運送事業との整合性に留意するものとし、タクシーの相乗りの利用者数や 1 人当たりの運賃額等について、別途定めるところにより、管轄する地方運輸局長等に定期的に報告することとする。
3. 附則 2. の報告等を踏まえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

以上